

# 協 定 書

災害時及び災害対策における  
救援物資等に関する協定書

令和2年12月14日

石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長

石狩市新港西3丁目702番地10

株式会社食品急送

代表取締役社長

## 災害時及び災害対策における救援物資等に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と株式会社食品急送（以下「乙」という。）は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害時又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条 4 項に定める武力攻撃災害（緊急対策事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）並びに事前に想定した対策（以下「災害対策」という。）に必要な項目に関して、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第 1 条 災害時等及び災害対策において、甲は、乙並びに乙の社員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができる。

- （1）甲が指定する救援物資の保管預かり及び管理仕分
- （2）乙が所有する施設の一部を一時避難場所としての活用
- （3）甲が指定する災害時における重要施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への救援物資輸配送

### （支援の実施）

第 2 条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、可能な限り支援を実施するよう努めなければならない。

### （報告手続）

第 3 条 乙は、第 1 条に定める協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「実施報告書」（別記第 1 号様式）を提出するものとする。

### （経費の負担）

第 4 条 本協定に基づき、乙が甲に提供した保管預かり等の対価及び乙が行った救援物資輸配送の費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が負担するものとし、甲と乙双方が協議の上、決定するものとする。

### （費用の支払い）

第 5 条 甲は、乙からの正当な請求書を受領したときには、甲の会計規則等、関係法令に則り、その費用を速やかに支払うものとする。

### （事故等）

第 6 条 乙は本協定に基づく第 1 条の実施に際し、救援物資の保管管理、一時避難場所、救援物資輸配送における、やむを得ない事由が発生し中断をしたときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 乙が本協定に基づき行った業務により生じた損害の負担は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(協力体制の構築)

第8条 甲及び乙は、本協定を円滑に推進するために、「連絡体制表」(別記第2号様式)により双方通知するものとし、変更が生じた場合についても速やかに変更の報告を行う。

(協定の有効期限)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲乙のいずれよりも異議申し出がない限り、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月14日

甲 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石 狩 市 長            加 藤 龍 幸

乙 北海道石狩市新港西3丁目702番地10

株式会社食品急送

代表取締役社長            椿 谷 智 春